

No.	件名・内容	回答
1	<p>マイナンバーカードの住所変更について</p> <p>【内容】 先日、転入手続きでマイナンバーカードについて市役所の職員に聞きましたが、職員が理解しておらず、マイナンバーカードの住所変更は、出張所でもできると言われました。しかし、出張所で何うと、本庁でないとできないと断られました。もう少しマイナンバーについて周知徹底をするべきです。</p> <p>(受付No.) 29-2139 (受付日) 平成29年8月15日</p>	<p>転入手続きに伴うマイナンバーカードの住所変更につきまして、大変ご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。</p> <p>住所の異動に伴うマイナンバーカードへの新住所記載につきましては、①通知カード(紙のカード)は支所・出張所で更新できること、②マイナンバーカード(プラスチック・写真あり)は電子証明の更新があるため、本庁での更新となること、を説明すべきところ、職員の確認不足による誤った説明により、大変ご面倒をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。</p> <p>本市では、窓口サービスの向上を図るため、日々の窓口対応について、来庁された方の立場に立った丁寧な対応を心掛けるよう研修しております。ご指摘にもございましたが、マイナンバー制度について、再度、職員研修等を行い、マイナンバー制度やその手続きについて、周知・徹底を図り、より一層のサービス向上に努めてまいります。</p> <p>(担当) 市民課 (電話) 775-5129</p>
2	<p>市県民税の納税方法について</p> <p>【内容】 市県民税を銀行引き落としに、との案内をもらい手続きをしましたが、第一期は納付書で支払うように言われたので、納付書での支払いをしました。すると後日「確定延滞金」を支払うよう通知が届きました。こうなるのであれば最初から納付書で払う方がよかったです。以前住んでいた品川区とやり方が異なるのはどういうことでしょうか。</p> <p>(受付No.) 29-2169 (受付日) 平成29年9月8日</p>	<p>ご指摘のありました、口座振替開始手続きのチラシや通知文の掲載内容につきましては、来年度以降、よりわかりやすく変更します。</p> <p>督促状及び確定延滞金の納付書送付についての品川区と上尾市の違いにつきましては、品川区では、督促状の納期限までに延滞金が発生していた場合は、督促状に印字し送付していますが、上尾市では延滞金は本税の納付後に延滞金が確定してから納付書を送付するという方法をとっております。</p> <p>(担当) 納税課 (電話) 775-5135</p>
3	<p>印鑑証明書について</p> <p>【内容】 印鑑証明をもらいに支所でマイナンバーカードを提出しましたが、必要なく「印鑑証明」用のカードが必要と言われました。本来マイナンバーカードはこれら全てにおいて利用できるために作成されたものではないのでしょうか。マイナンバーカードを印鑑証明で利用できるようにしてほしいです。</p> <p>(受付No.) 29-2185 (受付日) 平成29年9月26日</p>	<p>上尾市では、本年4月からマイナンバーカードを利用したコンビニ交付を開始し、印鑑登録証明書もコンビニエンスストアで取得できるようになりましたが、市役所や支所・出張所の窓口でマイナンバーカードを利用して印鑑登録証明書を発行できるようにするためには、大がかりなシステム改修が必要となることなどから、現在のところこれまで通り印鑑登録証をご利用いただいているところです。</p> <p>しかしながら、市といたしましても、引き続きマイナンバーカードの利便性の向上や利用拡大を図る必要性を感じておりますので、今回いただきましたご意見を今後の課題とさせていただきます、調査・研究してまいりたいと考えております。</p> <p>(担当) 市民課 (電話) 782-8790</p>

No.	件名・内容	回答
4	<p>税支払いの形式について</p> <p>【内容】 市税納付書の領収書が小さく紛失しやすい ため綴って保管できるようにしてほしいです。</p> <p>(受付No.) 29-2283 (受付日) 平成30年1月31日</p>	<p>現在当市で使用している納付書は、納税手段の多様化に伴い、より多くの納税者の皆様にご納付いただけるよう平成21年4月に導入したコンビニエンスストアでの収納に対応した様式となっております。これは、一般財団法人流通システム開発センターで作成された「標準料金代理収納ガイドライン」に準拠したものです。</p> <p>コンビニエンスストアでの収納は、全国の店舗で、休日夜間を問わず納付書のバーコードを読み取って機械に通すなど、正確かつ迅速に事務を取り扱う性格上、原則、様式を統一する必要があります。領収書(納税者保管用)を紛失しないよう、複数の納付書を一つに綴ることは、納税者様の利便性につながりますが、以上の理由から市独自の様式に変更することは難しいのが現状です。</p> <p>(担当) 納税課 (電話) 775-5135</p>